

## 高取町ナラ枯れ被害防除事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は町内に散在するナラ類やシイ・カシ類の樹木に対して、カシノナガキクイムシ（以下「カシナガ」という。）が加害することによって生じる枯れ（以下「ナラ枯れ」という。）被害の防除を図るための事業（以下「高取町ナラ枯れ被害防除事業」という。）を行う者に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において高取町ナラ枯れ被害防除事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被害木 立木の幹にカシナガによる加害を受け、穿入孔から木屑（フラス）を出している状態（カシナガが生息している状態）のナラ類やシイ・カシ類をいう。
- (2) 危険木 公共の場において倒木、落枝等により人身または施設等に重大な影響を及ぼすおそれがあるナラ枯れ被害により枯損した状態のナラ類やシイ・カシ類をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、町内にナラ類やシイ・カシ類の樹木を所有する者で、その所有するナラ類やシイ・カシ類の樹木についてナラ枯れ被害防除事業を行った者とする。ただし、当該補助対象事業について、他の補助金の交付を受ける者を除く。

(補助対象内容および補助金の額)

第4条 補助の対象と事業区分、補助対象地域区分、補助の対象となる経費および補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事業実施前に高取町ナラ枯れ被害防除事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。また、同一年度における当該補助対象事業に係る補助金の交付は、1回限りとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 対象となる樹木の写真
- (3) 位置図
- (4) 業者見積書の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、書類の審査又は現地

調査により適否を審査して適当と認めるときは、高取町ナラ枯れ被害防除事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等の承認）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、第5条に規定する補助金交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに町長と変更協議をしなければならない。

2 前項の変更協議において、補助金の額に変更が生じる場合は、高取町ナラ枯れ被害防除事業計画変更等承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の変更申請を受理したときは、変更申請の内容を審査し、適当と認めた場合は高取町ナラ枯れ被害防除事業計画変更交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

4 交付決定者は、高取町ナラ枯れ被害防除事業を中止しようとするときは、高取町ナラ枯れ被害防除事業中止届（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（指示および検査）

第8条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者に対し、必要な指示をし、事業現場に立ち入り、又は書類等の検査を行うことができる。

（実績報告）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、当該事業完了後、高取町ナラ枯れ被害防除事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の3月31日までに町長に提出しなければならない。

（1） 補助対象事業の実施状況が分かる写真又は資料

（2） 領収書の写し等支払いを確認できる書類

（3） その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条による書類を受理したときは、内容を審査のうえ補助金の額を決定し、高取町ナラ枯れ被害防除事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（交付の請求等）

第11条 前条により補助金の額の確定を受けた者は速やかに高取町ナラ枯れ被害防除事業補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付の取り消し）

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部または一部を取り消すことができる。

（1） 補助金交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

（2） 不正な手続きにより補助金を受けたとき。

（3） その他この要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、

当該事業の取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助の対象となるナラ枯れ被害防除事業の区分		補助の対象となる経費	補助金の額	補助対象地域
種目	内容			
伐倒	被害木及び危険木を伐倒する。	被害木及び危険木の伐倒費、需用費、器具損料等	当該補助対象経費の額に2分の1を乗じた額（ただし、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。） また、補助対象者1人当たり、補助額は100千円を上限とする。	高取町全域